

06 静保健障推第 4362 号
令和 7 年 3 月 19 日

各 障害児事業所 管理者 様

静岡市長 難波 喬司
(保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課)

専門的支援実施加算の算定要件について（通知）

平素は、本市の障害福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度報酬改定により新設された「専門的支援実施加算」の算定要件については、留意事項通知等により示されていますが、内容に疑義があつたため、こども家庭庁に問い合わせをしました。

その内容について、下記のとおり通知します。

記

問 1

専門的支援実施加算は、専門的支援実施計画を作成した専門職員が 30 分以上専門的支援を実施した場合のみ算定可能と考えるがいかがか。

答 1

そのとおり。

なお、専門職員が複数名いる場合で、複数の専門職員が支援することが想定されるときは、計画作成段階から複数の専門職員で対応し、専門的支援実施計画を連名で作成することは可能。

問 2

「小集団（5 名程度まで）の組み合わせ（2 の小集団まで）による実施」の場合には、計画を作成した専門職員に加えて別の職員を配置して実施するものと考えるがいかがか。

答 2

そのとおり。

静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市役所 障害者支援推進課 自立支援係
TEL : 054-221-1098
e-mail : shougai-support@city.shizuoka.lg.jp